

## 第7回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 令和2年12月24日(木) 午前10時00分
- 2 場所 滝沢市役所 2階 201・202会議室
- 3 日程
  - 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
  - 日程第 2 会期の決定について
  - 日程第 3 業務報告について
  - 日程第 4 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定について
  - 日程第 5 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について
  - 日程第 6 議案第 3号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
  - 日程第 7 議案第 4号 農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について
  - 日程第 8 議案第 5号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について
  - 日程第 9 議案第 6号 農地のあっせんについて
  - 日程第 10 議案第 7号 引き続き農業経営を行っている等の証明願いに対する可否の決定について
  - 日程第 11 議案第 8号 滝沢農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見の決定について
  - 日程第 12 報告第 1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認について
  - 日程第 13 報告第 2号 農地転用届出の確認事務報告について
- 4 出席委員 

農業委員		推進委員
1番委員 駿河 信一 (リモート)		佐藤 桂
2番委員 太田 豊		宮林 和徳
4番委員 佐藤 恵一郎 (リモート)		藤村 与志夫 (リモート)
5番委員 武田 美紀 (リモート)		
6番委員 高橋 敏彦 (リモート)		
7番委員 吉清水 秀明 (リモート)		
8番委員 大森 泰英		
9番委員 齊藤 新一		
- 5 欠席委員 3番委員 新田 義修
- 6 説明のために会議に出席したもの 

農業委員会事務局	事務局長	田村 範夫
〃	総括主査	海老澤 愛
〃	主 査	高橋 昂希

開会時刻 令和2年12月24日(木) 午前10時00分

議長

本日の総会について、委員の皆様にお知らせいたします。

本日の総会は、新型コロナウイルス感染症対策のため、会議室に参集し出席している委員及びインターネット回線によるリモート会議システムで出席している委員により議案を審議いたします。

また、議案書は事前に送付しておりますので、各議案に係る朗読説明は省略して進行いたしますことをあらかじめご承知願います。

つぎに、リモート会議システムによる出席委員の皆さまに申し上げます。

議案に係る質疑を行う場合は、議席番号と氏名が書かれた札を掲げた上で、「議長」と発言し、議長の指名を受けてから発言してください。

また、採決の時は、賛成の場合は○の札を掲げて下さい。

次に、参集して出席している委員の皆さまについては、従前のおり、「議長」と発言し、議長の指名を受けてから発言してください。

また、採決は挙手をお願いします。

なお、通信回線の障害などによりリモート出席委員の意思表示が確認できない場合は、回線復旧のための休憩をとる場合があります。

詳しくは事務局から送付されている文書のおりですので、委員各位のご協力をお願い申し上げます。

それでは、只今の出席農業委員は、参集農業委員が3名、リモート会議システムによる出席農業委員が5名、合計8名であります。

定足数に達しておりますので本総会は成立いたします。

なお、本日は推進委員3名が出席しています。

日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、お諮りいたします。

本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(リモート参加者の異議なしを確認)

議長

ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。

議事録署名人につきましては、6番高橋敏彦委員と7番吉清水秀明委員を指名します。

書記には、事務局の海老澤総括主査と高橋主査を指名します。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

(リモート参加者の異議なしを確認)

議長

ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

田村事務局長      それでは私の方から第7回滝沢市農業委員会総会業務報告をさせていただきます。議案書は2ページに記載しております。一部再掲の報告がありますので後でご確認願います。以上で報告を終わります。

議長                      それでは議事に入ります。  
日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定についてを議題とします。なお、冒頭でご説明しましたが、議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。  
事務局より説明させます。

高橋主査                議案第1号について、補足説明させていただきます。議案書は4ページをご覧ください。  
整理番号1番と2番は親族間での贈与による所有権の移転を行うものです。  
整理番号3番についてですが、申請者は新規就農者であります。  
申請者は会社員を中途退職し、県立農業大学校で研修を受けながら、今回申請している農地所有者の息子のもとで農業や実務を学んでおり、この度、本農地の利用権を取得し自身で経営することとし、3条の申請に至ったものです。  
本件については、11月30日に農地小委員会委員長及び副委員長と事務局で現地確認をしてまいりました。  
また農地小委員会委員に、新規就農者の申請関係書類の送付を行い、また自己紹介動画を見ていただいた上で、就農におけるご質問を頂戴し、新規就農者から回答いただき、その回答を農地小委員会委員に共有いたしましたので、その内容についてお知らせいたします。  
まず農業次世代人材投資資金を活用するののかというという質問に対する新規就農者の回答は、自身の年齢もあり活用は考えておりません、と回答がありました。  
また、数ある野菜作物の中でブルーベリーを選定した理由はという質問に対しては、1番にブルーベリーが好きである事と、近年ブルーベリー農家が減少している一方、国産ブルーベリーの人気は増しているから選定した、とのことでした。  
本来であれば、新規就農者の案件の際は、農地小委員会を開催し新規就農者と面談を行っておりましたが、コロナウイルス感染症予防の観点より、委員会の開催ではなく、このような形をとったものでございます。  
これらのことを踏まえまして、皆様にご審議いただければと思います。  
以上より、整理番号1番から3番までの案件については、議案書6ページからの調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。  
以上で説明を終わります。

議長                      今回の現地調査は、佐藤桂推進委員、宮林和徳推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を宮林推進委員にお願いします。

宮林推進委員

推進委員の宮林です。

それでは、私のほうから整理番号1番から3番について、12月17日に佐藤桂推進委員と現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。

整理番号1番の現地は、一部耕作されていない部分が見受けられましたが、新しい耕作者になることにより、農地の適正な管理につながるものと期待します。

整理番号2番と3番の現地は、いつでも耕作できる状態で管理されていることが確認でき、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。

以上で議案第1号の現地調査報告を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

(リモート参加者の質疑なしを確認)

議長

よろしいですか。なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

(リモート参加者全員の○の札を確認)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局より説明させます。

海老澤総括主査

それでは補足説明させていただきます。まず皆様にお問い合わせますが、議案書14ページの4番、農地転用許可基準から見た意見と理由の(1)の欄になります。こちらの農地区分の判断ですが、皆様に議案書の差し替えをお配りした後に判断の変更がありましたので、お知らせいたします。第1種農地となっておりますが、判断の最終的な内容としましては第3種農地となります。その根拠ですが、隣接しております道路に下水道と上水道の2種管が埋設された4m道路に隣接しており、かつ、この農地から500m以内に篠木小学校と多目的研修センターが存在しておりますことから第3種農地の区分に該当することになります。訂正をよろしく願いいたします。

それでは整理番号1番の補足説明をいたします。

整理番号1番は、資材置場として整備し貸付けるための転用の申し出となります。

申請地は、先ほど申しあげたとおり第3種農地となりますので原則許可しうるものとなります。

事業資金は、すべて自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明書により、事業の確実性について確認しております。

これらのことから、転用の用途に供することの確実性、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められないことから、事業計画及び面積も妥当であり、許可相当と判断するものです。

なお、転用事業完了後は借受予定者が資材置場として使用しますが、申請人が転用事業を実施するため4条の申請ということになります。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を佐藤推進委員にお願いします。

佐藤推進委員 推進委員の佐藤です。

それでは私の方から、整理番号1番について、現地調査を実施してまいりましたので報告いたします。

申請地の位置は、滝沢市立篠木小学校から南西へ約200mのところにあります。

周囲の状況は、東側は道路を挟んで農地、北側は農地及び宅地、西側は農地を挟んで宅地、南側は宅地となっております。

以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で議案第2号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

大森農業委員 この案件は永久転用、一時転用のどちらなのでしょうか。

海老澤総括主査 こちらは永久転用となっております。

議長 よろしいでしょうか。なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

(リモート参加者全員の○の札を確認)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。事務局より説明させます。

高橋主査

議案第3号の補足説明をさせていただきます。議案書は17ページをご覧ください。

整理番号1番は、地域の推進委員が調整を図り、成立に至ったものです。

整理番号2番の借受者は、滝沢市大釜大清水に農地を所有している方で、自宅から農地に行く間で規模拡大できる農地を探していたところ、ちょうど今回の農地所有者が借りてくれる人を探していたこともあり、マッチングを図ったものです。

整理番号3番から5番につきましては、農地中間管理機構の利用権の設定のため、本案件に関しては調査書の添付をしておりません。

以上、整理番号1番及び2番は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

本案件の現地調査報告は、宮林推進委員にお願いします。

宮林推進委員

推進委員の宮林です。

それでは、私の方から整理番号1番から5番について、ご報告申し上げます。

整理番号1番から5番の農地につきまして、いずれの現地も、全体として広く農地として活用されていることが確認できました。

農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は、全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で、議案第3号の現地調査報告を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

(リモート参加者質疑なしを確認)

議長

よろしいでしょうか。なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

(リモート参加者全員の○の札を確認)

議長

挙手全員であります。よって議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定についてを議題とします。  
事務局より説明させます。

高橋主査 議案第4号について補足説明いたします。議案書は22ページをご覧ください。

今回権利の設定を受ける者は、盛岡市の認定農業者であり、盛岡市でも4ヘクタールほど耕作していることから、経営面積・従事日数など別添意見書のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

なお、本件は、議案第3号整理番号3番4番及び5番の案件で農地中間管理機構に農地中間管理権を設定することが決定した農地を、借受希望者に貸し付けするものです。事務手続き期間の短縮化を図る観点から、利用集積計画の決定公告の前ではありますが、農用地利用配分計画案への意見の決定についてを同日の総会において、ご審議いただくものであります。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、議案第3号において報告済みですので省略します。  
これより質疑に入ります。

（質疑なし）

（リモート参加者の質疑なしを確認）

議長 よろしいでしょうか。なければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

（リモート参加者全員の○の札を確認）

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。  
事務局より説明させます。

海老澤総括主査 それでは補足説明いたします。案件は1件です。議案書は25ページをご覧ください。

整理番号1番は、農地法所定の許可を得ており、要領に基づき判断しますと、問題ないものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、佐藤推進委員にお願いします。

佐藤推進委員 推進委員の佐藤です。  
それでは私の方から整理番号1番について、現地調査を実施しましたので報告いたします。  
整理番号1番の申請地の位置は、JR小岩井駅より東へ約400mのところにあります。  
周囲の状況は、三方を宅地に囲まれており、現地は雑種地となっております。  
以上の結果、申請地は耕作されておらず、すでに農地性はないものと見受けられました。  
以上で議案第5号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)  
(リモート参加者の質疑なしを確認)

議長 よろしいでしょうか。なければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)  
(リモート参加者全員の○の札を確認)

議長 挙手全員であります。よって議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第9、議案第6号、農地のあっせんについてを議題とします。  
事務局より説明させます。

高橋主査 議案第6号、農地のあっせんにつきましては、農地の貸付が1件、売買が1件となっております。議案書は28ページをご覧ください。

議長 暫時、休憩します。

(10時28分休憩)  
(10時37分再開)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。  
これより質疑に入ります。

(質疑なし)  
(リモート参加者の質疑なしを確認)



議長

なければ質疑を終了して採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第6号は整理番号ごとに採決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(リモート参加者の異議なしを確認)

ご異議なしということですので、議案第6号は整理番号ごとに採決することに決定しました。

それでは、議案第6号整理番号1番について、あつせんすることに決定してよろしいか、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

(リモート参加者全員の○の札を確認)

議長

挙手全員であります。

よって議案第6号整理番号1番については、あつせんすることに決定いたしました。

整理番号1番のあつせん委員につきましては、南部地区担当の武田農業委員、吉清水推進委員、長嶺推進委員の3名の方をあつせん委員とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

(リモート参加者の異議なしを確認)

議長

ご異議なしということですので、本案件のあつせん委員につきましては、以上の3名の方とすることに決定いたしました。

続きまして、議案第6号整理番号2番について、あつせんすることに決定してよろしいか、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

(リモート参加者全員の○の札を確認)

議長

挙手全員であります。

よって議案第6号整理番号2番については、あつせんすることに決定いたしました。

整理番号2番のあつせん委員につきましては、中部地区担当の高橋農業委員、藤村推進委員、井上推進委員の3名の方をあつせん委員とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

(リモート参加者の異議なしを確認)

議長

ご異議なしということですので、本案件のあつせん委員につきましては、以上の3名の方とすることに決定いたしました。

議長 日程第10、議案第7号、引き続き農業経営を行っている等の証明願  
いに対する可否の決定についてを議題とします。事務局より説明させま  
す。

海老澤総括主査 それでは補足説明します。議案書は30ページをご覧ください。  
整理番号1番の農地のうち、穴口に所在する農地は市街化区域となっ  
ております。  
また、相続人は今年3月に穴口から牛舎のある大石渡に転居し酪農経  
営を継続して行っております。  
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、宮林推進委員にお願いします。

宮林推進委員 推進委員の宮林です。  
それでは、整理番号1番について、現地調査を実施しましたので報告  
いたします。  
整理番号1番の申請者は、酪農経営をされているということで、現地  
調査の結果、積雪のため一部航空写真で確認いたしましたが、対象とな  
る農地は適正に肥培管理されており、問題ないものと見受けられました。  
以上で議案第7号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)  
(リモート参加者の質疑なしを確認)

議長 なければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第7号、引き続き農業経営を行っている等の証明願いに対する可  
否の決定について、原案のとおり証明することに賛成の方の挙手を求め  
ます。

(挙手全員)  
(リモート参加者全員の○の札を確認)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第7号は原案のとおり証明することに決定いたしました。  
ここで休憩いたします。

(10時44分休憩)  
(10時50分再開)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。  
日程第11、議案第8号、滝沢農業振興地域整備計画の変更(案)に  
対する意見の決定についてを議題とします。

なお、説明員として農林課、三上主任が入室します。

(三上主任入室)

議長 事務局より説明させます。

海老澤総括主査 それでは補足説明いたします。議案書は32、33ページ及び別冊資料となります。

農業振興地域整備計画の変更につきましては、定時見直しと随時見直しの二つの方法がありますが、今回は随時見直しに該当します。現地の状況など詳細につきましては、農林課担当者、現地調査報告がなされません。以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、佐藤推進委員にお願いします。

佐藤推進委員 推進委員の佐藤です。

それでは私の方から、整理番号1番から4番について、現地調査を実施してまいりましたので報告いたします。

整理番号1番の位置は、滝沢市立滝沢小学校から北に約2kmのところにあります。

申請地は、アパートを挟んで東側と西側に位置しておりますが、周囲の状況は、西側申請地の現地は、東側は宅地、西側は農地を挟んで宅地、南側は道路を挟んで宅地、北側は農地となっており、東側申請地の現地は、東側は道路を挟んで宅地、西側及び南側は宅地、北側は農地となっております。

申請地の現地は、給排水施設が設置されており、一方の現地は駐車場敷地として使用されておりました。

整理番号2番について報告いたします。

申請地の位置は、滝沢市立滝沢小学校から東に約1kmのところにあります。

周囲の状況は、東側、西側、北側の三方は農地、南側は宅地となっております。

資材置場として利用する計画ということです。

続きまして、整理番号3番について報告いたします。

申請地の位置は、滝沢市立滝沢小学校から南東に約1.5kmのところにあります。

周囲の状況は、東側、北側は農地、西側は宅地及び農地、南側は道路を挟んで市街化区域内になっており宅地造成工事がされておりました。

自動車販売のため展示用敷地として計画されているということです。

最後に、整理番号4番について報告いたします。

申請地の位置は、盛岡西リサーチパークの東側に隣接するところにあります。

周囲の状況は、東側は農地、北側は道路を挟んで宅地、西側は公園、南側は原野となっております。

当該地には、業務用倉庫や事務所等の建築が予定されているというこ

とです。

以上、整理番号1番から4番について調査した結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で議案第8号の現地調査報告を終わります。

議長

続きまして、農林課、三上主任より説明願います。

三上主任

今回の滝沢農業振興地域整備計画の変更は資料の4件となります。一括で説明させていただきます。

整理番号1番の申請地は隣接地において平成2年にアパート2棟が建てられ、その当時から給排水施設及び敷地として利用されておりました。今回は追認という形式で計画変更を行う予定です。

続きまして、整理番号2番の事業者は申請地に道路を挟んで隣接する4筆を今回申請と同一の所有者から購入し資材置場として利用しており、同時期に申請地も仮登記を設定しております。先に登記した4筆では事業規模に見合わないため、当該地も除外し転用した後に資材置場として利用する予定ということです。

続きまして整理番号3番です。中古自動車を展示、販売するための展示場として利用する予定ということです。あくまで展示場としての利用で建物を建築する予定はないということです。

最後に整理番号4番について説明いたします。計画用途は事業用地となっており、物流倉庫の事業用地を計画しております。予定建築物は、倉庫及び事務所を予定しているということです。

以上で説明を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

大森農業委員

説明の中でちょっとわからなかったので確認ですが、整理番号2番と3番は、現状が農地なのかすでに形状が変更されているのか教えていただきたいです。

海老澤総括主査

整理番号2番の現地につきましては、木が生え耕作が放棄されている状況でした。整理番号3番の現地は畑として適正に管理されておりましたので、別用途に使うための造成等が行われていないことを確認しております。

議長

よろしいでしょうか。なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第8号、滝沢農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見の決定について、異議なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

（リモート参加者全員の○の札を確認）

議長

挙手全員であります。

よって、議案第8号は異議なしと決定いたしました。  
ここで、農林課説明員は退室します。

(三上主任退室)

議長

日程第12、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告及び日程第13、報告第2号、農地転用届出の確認事務報告につきましては、お手元の議案書35ページからのとおりとなっておりますのでご確認願います。

議長

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。  
これをもって、第7回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和2年12月24日 午前11時00分

議 長

---

会議録署名人 6 番委員

---

会議録署名人 7 番委員

---

これは原本である。

令和2年12月24日

滝沢市農業委員会会長 齊 藤 新 一